

運行形態と道路運送法の関係

運賃	区分	種類	道路運送法上の区分	利用者	法手続き	運行の形態	車両	代表的な運行形態	市町村等の関与	
有償	事業用 (旅客自動車運送事業)	(1) 一般旅客自動車運送事業	(イ) 一般乗合旅客自動車運送事業	誰でも利用可能 (制限無し)	道路運送法第4条許可	①路線定期運行 (路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送)	事業用自動車 (バス型、又は乗車定員11人未満)	路線バス コミバス(乗合バス) コミワゴン(乗合タクシー)など	・運行委託 ・運行補助 ・地域公共交通会議設置	
			予約制	②路線不定期運行 (路線を定めて不定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送)		事業用自動車 (バス型、又は乗車定員11人未満)	観光型デマンドバスなど			
			予約制	③区域運行 (①、②以外、一定の区域内を予約に応じて運行)		事業用自動車 (乗車定員11人未満)	デマンドバス、 予約型乗り合いタクシーなど			
			(ロ) 一般貸切旅客自動車運送事業	誰でも利用可能		1個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送	貸切バス イベントにおけるシャトルバスなど(2点間輸送)			
			(ハ) 一般乗用旅客自動車運送事業	誰でも利用可能		1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送	タクシー	補助(高齢者等 タクシー券)		
				患者などの輸送限定	法4条限定	要介護認定者の自宅、介護報酬の支払い対象となる医療施設等への送迎輸送に限定される。買い物や飲食店への送迎は不可	福祉自動車 福祉自動車以外のセダン型	介護タクシー (福祉タクシー)	補助金	
		(2) 特定旅客自動車運送事業	特定の人	法43条許可	特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送 (法21条による地域・期間限定による乗合(条件付))			工場従業員の送迎バス 介護事業者による介護施設者送迎輸送など		
	自家用	(3) 自家用有償旅客運送	(イ) 市町村運営有償運送(市町村)	①交通空白輸送	法79条(登録)	市町村内の交通空白地域において、市町村が自ら、当該市町村内の住民等の運送を行う。乗合バスのような運行形態			自治体バス コミバス	地域公共交通 会議で協議・合意
				②市町村福祉輸送		市町村内の住民等のうち、要介護要支援者等であって、市町村に会員登録を行った者等に対して、市町村が自ら行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送行うもの			福祉自動車 普通自動車 (乗車定員11人未満)	
			(ロ)公共交通空白地有償運送(旧過疎地有償運送)(市町村、NPO、自治会等)	NPO法人等が、交通空白地域において、当該地域の住民やその親族の会員等に対して運送を行う			NPO等の自家用自動車 (バス、普通自動車)			運営協議会で 協議・合意
(ハ) 福祉有償運送(NPO等)			NPO法人等が、要介護要支援者等の会員に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送行うもの			NPO等の自家用自動車 (乗車定員11人未満)			運営協議会で 協議・合意 補助金	

運賃	区分	道路運送法上の区分	運送の態様についての考え方	具体的な事例
無 償	自家用	道路運送法における許可又は登録を要しない運送（道路運送法適用外）	サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合 ・ 許可等が必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 予め運賃表などを定め金銭の収受が行われる場合 ▶ 会費として収受され、運送サービス提供と会費負担に密接な関係が認められる場合 ▶ 「協賛金」「保険料」「カンパ」などの運送とは直接関係ない名称を付して利用者から収受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合
		サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合	・ 日頃の移送の御礼として、自宅で取れた野菜を定期的に渡す場合（財産的価値を有する金券（図書カード、商品券など）や、希少価値を有する財物等の収受は有償とみなされ、許可等が必要）	
		ボランティア活動として行う運送に置いて、実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場のみを収受する場合	・ 地域のタス敬愛等による移動制約者の移送等の活動に対して支払われる対価の額が、実際の運送に要したガソリン代等に限定される場合	
		市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合 ・ 利用者の所有する自動車を使用して送迎する。（単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対する対価が支払われたとしても、それらは運転業務の提供に対する報酬であって運送の対価とはならない。） ・ デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を運営するものが、事故の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト（ガソリン代等の実費も含む）を利用者個々から収受しない場合 ・ 子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価（ガソリン代等の実費を含む。）の負担を求めないものである場合（市町村が設立するファミリーサポートセンターにおける子育て支援のための相互援助活動の一環として行われる保育施設と依頼会員の自宅との間の送迎サービス） 	

注) 上記に示した事例は、あくまでも例示に過ぎないので、詳細については運輸局の確認が必要である。